

[事案 29-358] 入院・手術給付金支払請求

・平成 30 年 12 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

およ責任開始日以降の疾病を直接の原因とする入院・手術とは認められないとして入院給付金および手術給付金が支払われなかったことを不服として、各給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

慢性副鼻腔炎等により入院・手術したので、平成 28 年 7 月に契約した医療保険に基づき入院給付金および手術給付金を請求したところ、本入院および手術は責任開始日以降に発症した疾病を直接の原因とするものとは認められないとして、各給付金は不支払いとなった。しかし、以下の理由により、各給付金を支払ってほしい。

- (1)平成 28 年 6 月にレントゲン検査をしたところ、副鼻腔に陰影が認められたが、これは単に風邪の症状であり、ほどなく完治した。
- (2)本入院および手術は、責任開始日以降に新たに発症した副鼻腔炎が直接の原因である。

<保険会社の主張>

以下の理由から、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、平成 28 年 6 月に、レントゲン検査の結果、副鼻腔炎等と診断・告知され、その後、内服治療および鼻処置を伴う経過観察を経たものの改善が見られず、責任開始日後に実施されたレントゲン検査によっても、同一の所見が確認された。
- (2)責任開始日の前後で、同一の所見および通院・治療の連続性が認められることから、本入院および手術は、責任開始日以降の疾病を直接の原因とするものとは認められない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人は遅くとも平成 28 年 6 月には副鼻腔炎等に罹患し、その後も改善が見られず、これが本入院および手術の原因となったと認められ、申立人による完治の自覚は客観的な事実に基づくものではないため上記判断を左右するものではなく、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続きを終了した。